

宇和島商工会議所会費負担規則

第1条 会費持口数1口の金額は、年額2,500円とする。但し、会員の会費最低持口数は、2口とする。

第2条 議員の会費持口数は、次のとおりとする。

但し、選挙年度における持口数を下ることはできない。

一号議員	40口以上
二号議員	80口以上
三号議員	160口以上

第3条 役員となった者は、その在任期間を通じて次の基準による持口数を維持しなければならない。

会 頭	300口以上
副会頭	150口以上
常議員	60口以上
監 事	50口以上

第4条 前2条の会費は重複することなく、何れか上位の口数により、主たる事業所1会員の持口数に限るものとする。

第5条 議員、役員となった者の持口数が第2条又は第3条の基準に達しないときは、就任後直ちにこれを補充しなければならない。

但し、当年度会費を前任者が納入した後、辞任した場合、補欠選任された役員は、次年度より納入するものとする。

附 則

- 1 この規則は昭和54年4月1日より実施する。
- 1 昭和34年3月20日施行の会費負担規則はこの規則施行と同時に廃止する。
- 1 第1条（会費金額）は昭和61年4月1日より実施する。
- 1 第2条（議員持口数）、第3条（役員持口数）は、昭和63年12月20日より実施する。
- 1 第1条（会費最低持口数）は平成6年4月1日より実施する。
- 1 第5条（議員、役員持口数）は平成31年3月18日から施行し、平成29年12月20日から適用する。